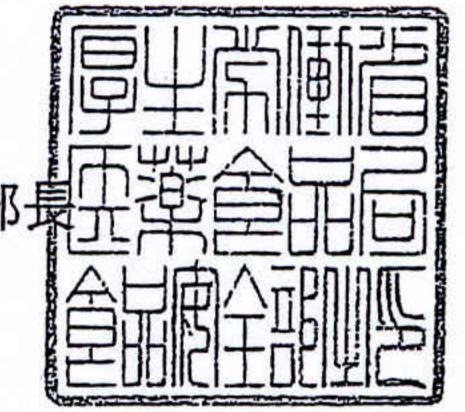




食安発第 0704001 号 平成 2 0 年 7 月 4 日

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部最



食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第126号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第369号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の 規定に基づき、水酸化マグネシウムを省令別表第1に追加すること。

2 告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、水酸化マグネシウムの成分規格を設定すること。

第2 施行・適用期日

- 1 省令関係 公布日から施行されるものであること。
- 2 告示関係 公布日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

水酸化マグネシウムの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。また、栄養強化を目的とする場合には、乳幼児~小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないよう、栄養機能食品の表示に関する基準(平成13年厚生労働省告示第97号)に基づき適切に表示を行うよう、関係業界等に周知すること。

2 添加物の表示関係

水酸化マグネシウム並びにそれを含む食品及び添加物製剤については、法 第19条第1項の規定に基づき、添加物の表示を行うよう関係業者に対して 指導されたいこと。

なお、今回の省令及び告示の改正に伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成8年5月23日付け衛化第56号厚生省生活衛生局長通知)の一部を次のように改正する。

(1)別紙1「簡略名一覧表」中

「一水酸化カルシウム	水酸化Ca	」を
「一水酸化カルシウム	水酸化C a	
水酸化マグネシウム	水酸化Mg	」に改める。

(参考)

改正後の別紙1「簡略名一覧表」は次のとおり(下線部分が追加部分)。

物質名	簡略名
亜硝酸ナトリウム	亜硝酸Na
(略)	(略)
水酸化カルシウム	水酸化C a
水酸化マグネシウム	水酸化Mg
(略)	(略)

別紙5「栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲」の(1)中「30品目」を「31品目」及び(2)中「30品目」を「32品目」とし、「水酸化マグネシウム」及び「L-アスコルビン酸カルシウム」を加える。

改正後の別紙5の(1)は次のとおり(下線部分が追加部分)。

(1) ビタミン類 (31品目)

L-アスコルビン酸

L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル

L-アスコルビン酸2-グルコシド

エルゴカルシフェロール

コレカルシフェロール

ジベンゾイルチアミン塩酸塩

チアミン硝酸塩

チアミンチオシアン酸塩

チアミンラウリル硫酸塩

ニコチン酸アミド

パントテン酸ナトリウム

ビスベンチアミン

ビタミンA脂肪酸エステル

メチルヘスペリジン

リボフラビン

リボフラビン5′ーリン酸エステルナト

リウム

L-アスコルビン酸カルシウム

L-アスコルビン酸ナトリウム

Lーアスコルビン酸パルミチン酸エステ

ル

β一カロテン

ジベンゾイルチアミン

チアミン塩酸塩

チアミンセチル硫酸塩

チアミンナフタレンー1,5ージスルホ

ン酸塩

ニコチン酸

パントテン酸カルシウム

ビオチン

ビタミンA

ピリドキシン塩酸塩

葉酸

リボフラビン酪酸エステル

改正後の別紙5の(2)は次のとおり(下線部分が追加部分)。

(2) ミネラル類(32品目)

亜鉛塩類(グルコン酸亜鉛及び硫酸

亜鉛に限る)

塩化カルシウム

塩化マグネシウム

クエン酸第一鉄ナトリウム

クエン酸鉄アンモニウム

グルコン酸カルシウム

酸化マグネシウム

水酸化マグネシウム

炭酸カルシウム

銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る)

乳酸鉄

ピロリン酸第二鉄

硫酸第一鉄

Lーアスコルビン酸カルシウム

塩化第二鉄

クエン酸カルシウム

クエン酸鉄

グリセロリン酸カルシウム

グルコン酸第一鉄

水酸化カルシウム

ステアリン酸カルシウム

炭酸マグネシウム

乳酸カルシウム

ピロリン酸第二水素カルシウム

硫酸カルシウム

硫酸マグネシウム

リン酸三カルシウム リン酸一水素カルシウム リン酸三マグネシウム リン酸二水素カルシウム ◎ 食品衛生法に基づく添加物の表示等について(平成8年5月23日衛化第56号)最終改正 平成20年7月4日食安発第0704001号厚生省生活衛生局長から各都道府県知事,政令市長,特別区長宛

添加物の表示等については、昭和63年7月27日衛化第42号及び平成元年11月28日衛化第66号により通知するとともに、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)等の改正については、平成8年5月23日付衛食第135号により通知したところであるが、食品衛生法に基づく添加物の表示等に関する制度の概要及び運用上の留意事項を整理すると、下記のとおりであるので、貴管下関係者に周知徹底するとともに、その運用に遺憾のないようされたい。なお、本通知の施行に伴い、昭和63年7月27日衛化第42号の第4及び別紙1から別紙4まで、並びに平成元年11月28日衛化第66号の第4、別紙1及び別紙2は削除する。

記

1 制度の概要

- (1) 食品に係る表示について
- ア 規則別表第3に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨(以下「物質名」という。)を表示するものであること。

なお,物質名の表示は,規則別表第1に掲げる添加物(規則別表第4に掲げるものを除く。)については,規則別表第1に掲げる名称により行うこと。

- イ 規則別表第5の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については、物質 名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨(以下「用途名」という。)を表 示するものであること。
- ウ 一般に広く使用されている名称(以下「簡略名」という。)を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。
- 工 規則別表第8の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称(以下「一括名」という。)をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。
- オ 規則別表第5の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に 「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。
- カ 規則別表第5の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。
- キ 別表第3の11のハに掲げるかんきつ類及びバナナにあっては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾールまたはイマザリルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項につ

いては表示を省略できるものであること。

- (2) 添加物及びその製剤に係る表示について
- ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物(規則別表第4に掲 げるものを除く。)にあっては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものである こと。その他の添加物にあっては、科学的に適切な名称をもって表示すること。
- イ 添加物及びその製剤については、規格基準の有無に係わらず、名称、消費期限又は 品質保持期限、製造所所在地、製造者氏名及び「食品添加物」の文字等の表示を要す るものであること。
- ウ 食品,添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)において表示量の規定がある添加物については、その重量パーセントを表示するものであること。
- エ 添加物製剤については、着香の目的で使用されるものを除き、その成分及び重量パ ーセントを表示するものであること。
- オ ビタミンAの誘導体については、ビタミンAとしての重量パーセントを表示するも のであること。

2 運用上の留意事項

- (1) 食品に係る表示について
- ① 物質名表示関係
- ア 物質名の表示において、「含有」、「使用」、「含む」、「添加」等の文字を併記しなくとも差し支えないこと。
- イ 規則別表第1に掲げる添加物の物質名の表示において、規則別表第1に掲げる名称 のほかに簡略名を用いることができる添加物及びその簡略名は、別紙1に掲げる範囲 であること。

また,同種の機能の添加物を併用する場合は,別紙2に掲げる例示に従い簡略化した表示を用いても差し支えないものであること。

- ウ 既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号,以下「名簿」という。)に掲げる添加物(以下「既存添加物」という。)の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる品名(細分類の品名を含む。以下同じ。)により行うものであること。
- エ 食品衛生法第4条第3項に規定する天然香料(以下「天然香料」という。)の物質名の表示は、別添2に掲げる基原物質名又は別名により行うものであること。

なお、天然香料の物質名表示にあっては、基原物質名又は別名に「香料」の文字を 附すこと。

- オ 一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの(以下「一般飲食物添加物」という。)の物質名の表示は、別添3に掲げる品名(細分類の品名を含む。以下同じ。)により行うものであること。
- カ 別添2及び別添3に記載のない天然香料及び一般飲食物添加物の物質名の表示は,

当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

キ 規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物について,物質名の表示に代えて使用できる簡略名は,別添1及び別添3の簡略名又は類別名(細分類の簡略名又は類別名を含む。以下同じ。)の項に示したこと。

なお,別添1及び別添3の用途欄に増粘安定剤と記載された多糖類を2種以上併用する場合には,簡略名として「増粘多糖類」を使用して差し支えないものであること。

② 用途名表示関係

ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、規則別表第5の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。

また、規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物にあって、規則別表第5の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添1及び別添3の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであっても、規則別表第5の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

- イ 当該添加物の使用において、規則別表第5の中欄に掲げるもののうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。
- ウ 規則別表第5の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。

③ その他

- ア 各一括名の定義及び物質名の表示において一括名を用いることができる添加物の範囲は、別紙4のとおりであること。
- イ 加工助剤またはキャリーオーバーに該当するか否かについては、規則に示した定義 に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものである こと。
- ウ 原材料に由来する添加物については、主要原材料か否かを問わず、規則にいうキャ リーオーバーに該当する場合に表示が免除されるものであること。
- 工 規則別表1に掲げる添加物のうち栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別紙5のとおりであること。

また、規則別表第1に掲げる以外の添加物であって、栄養強化の目的で使用された ものと認められる添加物の範囲は、別添1及び別添3の用途の項に「強化剤」として 例示したこと。

なお、これらの添加物を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が必要であること。

オ 調整粉乳にあっては、栄養強化の目的で使用されたものであっても、従来どおり主要な混合物として表示を要するものであること。

- カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和 46 年 3 月 17 日環食化第 223 号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和 50 年 7 月 25 日環食化第 32 号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和 52 年 5 月 2 日環食化第 28 号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和 53 年 8 月 30 日環食化第 36 号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成4年 11 月 6 日衛化第 80 号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。
- (2) 添加物及びその製剤に係る表示について
- ア 添加物の名称及びその製剤の成分の表示にあっては,一括名又は簡略名を名称として用いることはできないこと。
- イ 規則別表第1に掲げる添加物の表示は規則別表第1に掲げる名称により行うこと。 既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称または別添1に掲げる品名により行うもので あること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添2及び別添3に掲げ る品名により行うものであること。ただし、別添2及び別添3に記載のない添加物に あっては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示する ものであること。
- ウ 添加物製剤の成分の重量パーセント表示に関し、規則別表第1に掲げる以外の添加 物の製剤において、その重量パーセントの表示は、当該製剤の製造における当該添加 物の配合量を基準として行うこと。
- (3) その他
- ア 添加物の表示においては、いずれの場合においても「天然」又はこれに類する表現 の使用は認められないものであること。
- イ 物質名又は簡略名の表示は、規則別表第1,名簿、別紙1,別添1,別添2及び別添3に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関係営業者及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、片仮名、漢字を用いても差し支えないものであること。

簡略名一覧表

物質名	簡略名
亜硝酸ナトリウム	亜硝酸 Na
L一アスコルビン酸	アスコルビン酸, ビタミン C, V.C
L-アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸 Ca, ビタミンC, V.C
L一アスコルビン酸ステアリン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L一アスコルビン酸ナトリウム	アスコルビン酸 Na, ビタミン C, V.C
L-アスコルビン酸2-グルコシド	アスコルビン酸, ビタミン C, V.C
L一アスコルビン酸パルミチン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L-アスパラギン酸ナトリウム	アスパラギン酸ナトリウム, アスパラギン
	酸 Na
アセチル化アジピンサン酸架橋デンプン	加工デンプン
アセチル化酸化デンプン	加工デンプン
アセチル化リン酸化架橋デンプン	加工デンプン
DL-アラニン	アラニン
亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸 Na, 亜硫酸ソーダ
L一アルギニンL一グルタミン酸塩	アルギニングルタミン酸塩
アルギン酸カリウム	アルギン酸 K
アルギン酸カルシウム	アルギン酸 Ca
アルギン酸ナトリウム	アルギン酸 Na
アルギン酸プロピレングリコールエステル	アルギン酸エステル
安息香酸ナトリウム・	安息香酸 Na
L一イソロイシン	イソロイシン
5′ 一イノシン酸二ナトリウム	イノシン酸ナトリウム, イノシン酸 Na
5′ 一ウリジル酸ニナトリウム	ウリジル酸ナトリウム, ウリジル酸 Na
エチレンジアミン四酢酸カルシウムニナト	EDTA カルシウムナトリウム, EDTA-
リウム	Ca · Na
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	EDTAナトリウム, EDTA—Na
エリソルビン酸ナトリウム	エリソルビン酸 Na, イソアスコルビン酸
	Na
エルゴカルシフェロール	ビタミンD, V.D
塩化カリウム	塩化K
塩化カルシウム	塩化 Ca

塩化第二鉄

塩化マグネシウム

オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム オレイン酸ナトリウム カゼインナトリウム カルボキシメチルセルロースカルシウム カルボキシメチルセルロースナトリウム β—カロテン

5' ーグアニル酸二ナトリウム クエン酸イソプロピル クエン酸ーカリウム クエン酸三カリウム クエン酸カルシウム クエン酸第一鉄ナトリウム クエン酸三ナトリウム グリセリン脂肪酸エステル グリチルリチン酸二ナトリウム

グルコン酸カリウム
グルコン酸カルシウム
グルコン酸ナトリウム
Lーグルタミン酸カリウム
Lーグルタミン酸カルシウム
Lーグルタミン酸ナトリウム
Lーグルタミン酸マグネシウム

ケイ酸カルシウム コハク酸一ナトリウム コハク酸二ナトリウム コレカルシフェロール 塩化鉄

塩化 Mg

加工デンプン,オクテニルコハク酸デンプン Na

OPP

オルトフェニルフェノール Na, OPP—Na オレイン酸 Na

カゼイン Na

CMC—Ca, 繊維素グリコール酸 Ca CMC—Na, 繊維素グリコール酸 Na, CMC カロチン, カロチン色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテン, カロテン色 素, カロテノイド, カロテノイド色素 グアニル酸ナトリウム, グアニル酸 Na クエン酸エステル

クエン酸カリウム, クエン酸K クエン酸カリウム, クエン酸K

クエン酸 Ca

クエン酸鉄 Na

クエン酸 Na

グリセリンエステル

グリチルリチン酸ナトリウム, グリチルリチン酸 Na

グルコン酸K

グルコン酸 Ca

グルコン酸 Na

グルタミン酸

グルタミン酸カリウム, グルタミン酸K グルタミン酸カルシウム, グルタミン酸 Ca グルタミン酸ナトリウム, グルタミン酸 Na グルタミン酸マグネシウム, グルタミン酸

Mg

ケイ酸 Ca

コハク酸ナトリウム, コハク酸 Na コハク酸ナトリウム, コハク酸 Na ビタミンD, V.D コンドロイチン硫酸ナトリウム

酢酸デンプン

酢酸ナトリウム

サッカリンナトリウム

酸化デンプン

酸化マグネシウム

三二酸化鉄

次亜塩素酸ナトリウム

次亜硫酸ナトリウム

Lーシステイン塩酸塩

5′ 一シチジル酸二ナトリウム

ジフェニル

ジブチルヒドロキシトルエン

ジベンゾイルチアミン

ジベンゾイルチアミン塩酸塩

DL—酒石酸

L一酒石酸

DL-酒石酸水素カリウム

L一酒石酸水素カリウム

DL—酒石酸ナトリウム

L一酒石酸ナトリウム

硝酸カリウム

硝酸ナトリウム

食用赤色2号

食用赤色2号アルミニウムレーキ

食用赤色3号

食用赤色3号アルミニウムレーキ

食用赤色 40 号

食用赤色 40 号アルミニウムレーキ

食用赤色 102 号

食用赤色 104 号

コンドロイチン硫酸 Na

加工デンプン

酢酸 Na

サッカリン Na

加工デンプン

酸化 Mg

酸化鉄

次亜塩素酸 Na

次亜硫酸 Na, 亜硫酸塩

システイン塩酸塩, システイン

シチジル酸ナトリウム,シチジル酸 Na

DP

BHT

チアミン, ビタミンB1, V.B1

チアミン, ビタミンB1, V.B1

酒石酸

酒石酸

酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリ

ウム,重酒石酸K

酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリ

ウム、重酒石酸K

酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na

酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na

硝酸K

硝酸 Na

赤色2号,赤2

食用赤色2号,赤色2号,赤2,アマラン

ス

赤色3号,赤3

食用赤色3号,赤色3号,赤3,エリスロ

シン

赤色 40 号, 赤 40

食用赤色 40 号, 赤色 40 号, 赤 40, アルラ

レッドAC

赤色 102 号, 赤 102

赤色 104 号, 赤 104

食用赤色 105 号

食用赤色 106 号

食用黄色4号

食用黄色4号アルミニウムレーキ

食用黄色5号

食用黄色 5 号アルミニウムレーキ

食用緑色3号

食用緑色3号アルミニウムレーキ

食用青色1号

食用青色1号アルミニウムレーキ

食用青色 2号

食用青色2号アルミニウムレーキ

ショ糖脂肪酸エステル

シリコーン樹脂

水酸化カリウム

水酸化カルシウム

水酸化マグネシウム

ステアリン酸カルシウム

ステアリン酸マグネシウム

ステアロイル乳酸カルシウム

ソルビタン脂肪酸エステル

Dーソルビトール

ソルビン酸カリウム

炭酸カリウム (無水)

炭酸カルシウム

炭酸水素ナトリウム

炭酸ナトリウム

炭酸マグネシウム

チアベンダゾール

チアミン塩酸塩

チアミン硝酸塩

赤色 105 号, 赤 105

赤色 106 号, 赤 106

黄色4号,黄4

食用黄色4号, 黄色4号, 黄4, タートラ

ジン

黄色5号,黄5

食用黄色5号, 黄色5号, 黄5, サンセッ

トイエローFCF

緑色3号,緑3

食用緑色3号,緑色3号,緑3,ファスト

グリーン FCF

青色1号,青1

食用青色1号,青色1号,青1,ブリリア

ントブルーFCF

青色2号,青2

食用青色2号,青色2号,青2,インジゴ

カルミン

ショ糖エステル

シリコーン

水酸化K

水酸化 Ca

水酸化 Mg

ステアリン酸 Ca

ステアリン酸 Mg

ステアロイル乳酸 Ca, ステアリル乳酸 Ca

ソルビタンエステル

ソルビトール, ソルビット

ソルビン酸K

炭酸カリウム、炭酸K

炭酸 Ca

炭酸水素 Na, 重炭酸 Na, 重曹

炭酸 Na

炭酸 Mg

TBZ

チアミン, ビタミンB1, V.B1

チアミン, ビタミンB1, V.B1

チアミンセチル硫酸塩
チアミンチオシアン酸塩
チアミンナフタレン―1,5―ジスルホン酸塩
チアミンラウリル硫酸塩
L―テアニン
鉄クロロフィリンナトリウム
デヒドロ酢酸ナトリウム
デンプングリコール酸ナトリウム
デンプンリン酸エステルナトリウム
銅クロロフィリンナトリウム
銅クロロフィル
dl―α―トコフェロール
トコフェロール
トコフェロール
トコフェロール

dーαートコフェロール酢酸エステル

DLートリプトファン Lートリプトファン DLートレオニン Lートレオニン ニコチン酸アミド 二酸化硫黄

二酸化ケイ素

二酸化炭素 二酸化チタン 乳酸カルシウム 乳酸ナトリウム ノルビキシンカリウム

ノルビキシンナトリウム

チアミン, ビタミンB1, V.B1 チアミン, ビタミンB1, V.B1 チアミン, ビタミンB1, V.B1 チアミン, ビタミンB1, V.B1 テアニン 鉄クロロフィリン Na, 鉄葉緑素 デヒドロ酢酸 Na デンプングリコール酸 Na デンプンリン酸 Na 銅クロロフィリン Na, 銅葉緑素 銅葉緑素 トコフェロール, ビタミンE, V.E 酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢 酸 V.E 酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢 酸 V.E トリプトファン トリプトファン トレオニン, スレオニン トレオニン, スレオニン ニコチン酸, ナイアシン 二酸化イオウ, 亜硫酸塩 酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を用いる場 合は,「微粒酸化ケイ素」,「微粒シリカゲル」 という簡略名を用いることができる。) 炭酸

酸化チタン

乳酸 Ca

乳酸 Na

ノルビキシンK, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド クスド色素, カロテノイド, カロテノイド 色素

ノルビキシン Na, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド, カロテノイド

パラオキシ安息香酸イソブチル パラオキシ安息香酸イソプロピル

パラオキシ安息香酸エチル パラオキシ安息香酸プロピル パラオキシ安息香酸プロピル レーバリン パントテン酸カルシウム パントテン酸ナトリウム レーヒスチジン塩酸塩 ビスベンチアミン ビタミンA脂肪酸エステル

ヒドロキシプロピルセルロース ヒドロキシプロピルデンプン ヒドロキシプロピルメチルセルロース ヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプン 氷酢酸

ピリドキシン塩酸塩ピロ亜硫酸カリウム

ピロ亜硫酸ナトリウム

ピロリン酸四カリウム ピロリン酸二水素カルシウム ピロリン酸二水素二ナトリウム ピロリン酸第二鉄 ピロリン酸四ナトリウム Lーフェニルアラニン フェロシアン化カルシウム フェロシアン化ナトリウム フェロシアン化ナトリウム ブチルヒドロキシアニソール

色素

パラオキシ安息香酸、イソブチルパラベン パラオキシ安息香酸、イソプロピルパラベ ン

パラオキシ安息香酸, エチルパラベン パラオキシ安息香酸, ブチルパラベン パラオキシ安息香酸, プロピルパラベン バリン

パントテン酸 Ca パントテン酸 Na ヒスチジン塩酸塩, ヒスチジン チアミン, ビタミンB1, V.B1

V.A

ビタミンAエステル、レチノールエステル、 ビタミンA、V.A

HPC

加工デンプン

HPMC

加工デンプン

酢酸

ピリドキシン, V.B

亜硫酸塩, 亜硫酸カリウム, 亜硫酸K, 重 亜硫酸カリウム, 重亜硫酸K

亜硫酸塩, 亜硫酸ナトリウム, 亜硫酸 Na, 重亜硫酸ナトリウム, 重亜硫酸 Na, 亜硫酸 ソーダ

ピロリン酸カリウム,ピロリン酸K ピロリン酸カルシウム,ピロリン酸 Ca ピロリン酸ナトリウム,ピロリン酸 Na ピロリン酸鉄

ピロリン酸ナトリウム, ピロリン酸 Na

フェニルアラニン

フェロシアン化K

フェロシアン化 Ca

フェロシアン化 Na

BHA

フマル酸ーナトリウム

プロピオン酸カルシウム

プロピオン酸ナトリウム

プロピレングリコール脂肪酸エステル

没食子酸プロピル

ポリアクリル酸ナトリウム

ポリリン酸カリウム

ポリリン酸ナトリウム

D-マンニトール

メタリン酸カリウム

メタリン酸ナトリウム

DL-メチオニン

Lーメチオニン

メチルヘスペリジン

dlーメントール

1ーメントール

モルホリン脂肪酸塩

LーリシンL-アスパラギン酸塩

Lーリシン塩酸塩

LーリシンLーグルタミン酸塩

5'ーリボヌクレオチドカルシウム

5′ーリボヌクレオチドニナトリウム

リボフラビン

リボフラビン酪酸エステル

リボフラビン5′ーリン酸エステルナトリ

ウム

硫酸アルミニウムアンモニウム

硫酸アルミニウムカリウム

硫酸カルシウム

フマル酸ナトリウム, フマル酸 Na

プロピオン酸 Ca

プロピオン酸 Na

プロピレングリコールエステル

没食子酸

ポリアクリル酸 Na

ポリリン酸K

ポリリン酸 Na

マンニトール, マンニット

メタリン酸K

メタリン酸 Na

メチオニン

メチオニン

ヘスペリジン, ビタミンP, V.P

メントール

メントール

モルホリン

リシン, リジン, リシンアスパラギン酸塩,

リジンアスパラギン酸塩

リシン, リジン, リシン塩酸塩, リジン塩

酸塩

リシン, リジン, リシングルタミン酸塩,

リジングルタミン酸塩

リボヌクレオチドカルシウム、リボヌクレ

オチド Ca, リボヌクレオタイドカルシウ

ム, リボヌクレオタイド Ca

リボヌクレオチドナトリウム, リボヌクレ

オチド Na, リボヌクレオタイドナトリウ

ム, リボヌクレオタイド Na

V.B2

リボフラビン, ビタミンB2, V.B2

リボフラビン, ビタミンB2, V.B2

アンモニウムミョウバン

カリミョウバン, ミョウバン

硫酸 Ca

硫酸第一鉄	硫酸鉄
硫酸ナトリウム	硫酸 Na
硫酸マグネシウム	硫酸 Mg
DL―リンゴ酸	リンゴ酸
DL―リンゴ酸ナトリウム	リンゴ酸ナトリウム, リンゴ酸 Na
リン酸架橋デンプン	加工デンプン
リン酸化デンプン	加工デンプン
リン酸三カリウム	リン酸カリウム, リン酸K
リン酸三カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸三マグネシウム	リン酸マグネシウム, リン酸 Mg
リン酸水素二アンモニウム	リン酸アンモニウム
リン酸二水素アンモニウム	リン酸アンモニウム
リン酸水素二カリウム	リン酸カリウム, リン酸K
リン酸二水素カリウム	リン酸カリウム, リン酸K
リン酸一水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸二水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸水素二ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸二水素ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸三ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン

別紙2

同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例

1 同種の添加物の酸及び塩を併用した場合

併用する物質名	簡 略 名
安息香酸及び安息香酸ナトリウム	安息香酸 (Na)
クエン酸及びクエン酸ナトリウム	クエン酸 (Na)
ソルビン酸及びソルビン酸カリウム	ソルビン酸 (K)
乳酸,乳酸ナトリウム及び乳酸カルシウム	乳酸 (Na, Ca)
氷酢酸及び酢酸ナトリウム	酢酸 (Na)
リン酸及びリン酸三ナトリウム	リン酸 (Na)

2 同種の添加物の塩を併用した場合

併用する物質名	簡略 名
DL―酒石酸水素カリウム及び DL―酒石酸ナトリウム	酒石酸塩(K, Na)
ステアリン酸カルシウム及びステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸 (Ca, Mg)
炭酸ナトリウム及び炭酸マグネシウム	炭酸塩(Na, Mg)
ピロリン酸二水素カルシウム及びピロリン酸四ナトリウム	リン酸塩 (Ca, Na)
ポリリン酸カリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (K)
ピロリン酸四ナトリウム及びポリリン酸ナトリウム	リン酸塩 (Na)
ピロリン酸四ナトリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩(Na, K)
フェロシアン化カリウム及びフェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化物(K, Na)

別紙3

規則別表第2に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

		
1	甘味料,人工甘味料又は合成甘味料	アセスルファムカリウム
		アスパルテーム
		キシリトール
		グリチルリチン酸二ナトリウム
		サッカリン
		サッカリンナトリウム
		スクラロース
2	着色料又は合成着色料	βーカロテン
		食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ
		食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ
		食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ
		食用赤色 102 号
		食用赤色 104 号
		食用赤色 105 号
		食用赤色 106 号
		食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ
		食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ
		食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ
		食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ
		食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ
		三二酸化鉄

		鉄クロロフィリンナトリウム
		銅クロロフィル
		銅クロロフィリンナトリウム
		二酸化チタン
		ノルビキシンカリウム
		ノルビキシンナトリウム
		リボフラビン
		リボフラビン酪酸エステル
		リボフラビン5′ーリン酸エステルナトリウ
		A
3	保存料又は合成保存料	安息香酸
		安息香酸ナトリウム
		ソルビン酸
		ソルビン酸カリウム
		デヒドロ酢酸ナトリウム
		パラオキシ安息香酸イソブチル
		パラオキシ安息香酸イソプロピル
		パラオキシ安息香酸エチル
		パラオキシ安息香酸ブチル
		パラオキシ安息香酸プロピル
		プロピオン酸
		プロピオン酸カルシウム
		プロピオン酸ナトリウム
		亜硫酸ナトリウム
		次亜硫酸ナトリウム
		二酸化硫黄
		ピロ亜硫酸カリウム
		ピロ亜硫酸ナトリウム
4	増粘剤,安定剤,ゲル化剤又は糊料	アルギン酸ナトリウム
		アルギン酸プロピレングリコールエステル
		カルボキシメチルセルロースカルシウム
		カルボキシメチルセルロースナトリウム
		デンプングリコール酸ナトリウム
		デンプンリン酸エステルナトリウム
		ポリアクリル酸ナトリウム
= 5		メチルセルロース

5	酸化防止剤	
		エチレンジアミン四酢酸カルシウムニナトリウム ウム
		エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム
		エリソルビン酸
		エリソルビン酸ナトリウム
		クエン酸イソプロピル
		ジブチルヒドロキシトルエン
		ブチルヒドロキシアニソール
		没食子酸プロピル
		アスコルビン酸
*		アスコルビン酸ステアリン酸エステル
		アスコルビン酸ナトリウム
		アスコルビン酸パルミチン酸エステル dl—α—トコフェロール
		亜硝酸ナトリウム
		二酸化硫黄
		ピロ亜硫酸カリウム
		ピロ亜硫酸ナトリウム
6	発色剤	亜硝酸ナトリウム
		硝酸カリウム
		硝酸ナトリウム
7	漂白剤	亜硫酸ナトリウム
		次亜硫酸ナトリウム
		二酸化硫黄
		ピロ亜硫酸カリウム
		ピロ亜硫酸ナトリウム
8	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル
		オルトフェニルフェノール
		オルトフェニルフェノールナトリウム
		チアベンダゾール
		ジフェニル

1 イーストフード

- (1) 定義 パン, 菓子等の製造工程で, イーストの栄養源等の目的で使用される添加 物及びその製剤。
- (2) 一括名 イーストフード

(3) 添加物の範囲 以下の添加物をイーストフードの目的で使用する場合

塩化アンモニウム

グルコン酸カリウム

焼成カルシウム

炭酸カリウム (無水)

硫酸アンモニウム

硫酸マグネシウム

リン酸水素二アンモニウム

リン酸一水素カルシウム

塩化マグネシウム

グルコン酸ナトリウム

炭酸アンモニウム

炭酸カルシウム

硫酸カルシウム

リン酸三カルシウム

リン酸二水素アンモニウム

リン酸二水素カルシウム

ガムベース

(1) 定義 チューインガム用の基材として使用される添加物製剤。

一括名 ガムベース (2)

添加物の範囲以下の添加物をガムベースとしての目的で使用する場合。 (3)

エステルガム

グリセリン脂肪酸エステル

ショ糖脂肪酸エステル

酢酸ビニル樹脂

炭酸カルシウム

ソルビタン脂肪酸エステル

ポリイソブチレン

プロピレングリコール脂肪酸エステル

リン酸三カルシウム

ポリブテン

リン酸一水素カルシウム

別添1の用途欄に「ガムベース」と記

載されている添加物

かんすい

- (1) 定義 中華麺類の製造に用いられるアルカリ剤で、炭酸カリウム、炭酸ナトリウ ム,炭酸水素ナトリウム及びリン酸類のカリウム又はナトリウム塩のうち1種以上 を含む。
- (2) 一括名 かんすい
- 添加物の範囲以下の添加物をかんすいとしての目的で使用する場合。 (3)

炭酸カリウム(無水)

炭酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

ピロリン酸四カリウム

ピロリン酸二水素二ナトリウム

ピロリン酸四ナトリウム

ポリリン酸カリウム メタリン酸カリウム リン酸三カリウム リン酸二水素カリウム リン酸二水素ナトリウム ポリリン酸ナトリウム メタリン酸ナトリウム リン酸水素ニナトリウム リン酸三ナトリウム

4 苦味料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、苦味の付与又は増強による味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 苦味料
- (3) 添加物の範囲 別添1及び別添3の用途欄に「苦味料等」と記載されている添加 物(香辛料抽出物を除く)

5 酵素

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、その有する触媒作用を目的として使用された、生活細胞によって生産された酵素類であって、最終食品においても失活せず、効果を有する添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 酵素
- (3) 添加物の範囲 別添1の用途欄に「酵素」と記載された添加物

6 光沢剤

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、食品の保護及び表面に光沢を与える目的で 使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 光沢剤
- (3) 添加物の範囲 別添1の用途欄に「光沢剤」と記載された添加物を光沢剤としての目的で使用する場合。

7 香料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、香気を付与又は増強するため添加される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 香料又は合成香料
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

アセトアルデヒド アセトフェノン アミルアルコール アントラニル酸メチル

アセト酢酸エチル アニスアルデヒド α一アミルシンナムアルデヒド イオノン イソアミルアルコール イソブチルアルデヒド イソ吉草酸エチル イソチオシアン酸アリル イソプロパノール

ッーウンデカラクトン

イソオイゲノール イソ吉草酸イソアミル イソチオシアネート類 イソブタノール インドール及びその誘導体 エステル類

2一エチルー3,5一ジメチルピラジン及び2一エチルー3,6一ジメチルピラジンの 混合物

エチルバニリン エーテル類 オクナール ギ酸シトロネリル ゲートン類

酢酸イソアミル 酢酸ゲラニル 酢酸シトロネリル

酢酸テルピニル 酢酸ブチル 酢酸 1 一メンチル サリチル酸メチル

シトラール シトロネロール 脂肪酸類

脂肪族高級アルデヒド類 シンナミルアルコール チオエーテル類 デカナール デカン酸エチル テルピネオール 2,3,5―トリメチルピラジン

2,0,0 バニリン ヒドロキシシトロネラール

ピペロナール

2一エチルー3一メチルピラジン オイゲノール

オクタン酸エチル ギ酸ゲラニル

ケイ皮酸 ケイ皮酸メチル ゲラニオール 酢酸エチル

酢酸シクロヘキシル 酢酸シンナミル 酢酸フェネチル 酢酸ベンジル 酢酸リナリル

シクロヘキシルプロピオン酸アリル シトロネラール 1,8—シオネール

脂肪族高級アルコール類 脂肪族高級炭化水素類 シンナムアルデヒド

チオール類デカノール

2,3,5,6—テトラメチルピラジン テルペン系炭化水素類 γーノナラクトン パラメチルアセトフェノン

ヒドロキシシトロネラールジメチルア セタール

フェニル酢酸イソアミル

フェニル酢酸イソブチル

フェノールエーテル類

ブタノール

フルフラール及びその誘導体

プロパノール

プロピオン酸イソアミルプ

プロピオン酸ベンジル

ヘキサン酸アリル

ヘプタン酸エチル

ベンジルアルコール

芳香族アルコール類

dーボルネオール

N一メチルアントラニル酸メチル

メチルβ一ナフチルケトン

dlーメントール

酪酸

酪酸エチル

酪酸ブチル

リナロオール

フェニル酢酸エチル

フェノール類

ブチルアルデヒド

プロピオン酸

プロピオン酸エチル

ヘキサン酸

ヘキサン酸エチル

1一ペリルアルデヒド

ベンズアルデヒド

芳香族アルデヒド類

マルトール

5-メチルキノキサリン

2-メチルブタノール

1ーメントール

酪酸イソアミル

酪酸シクロヘキシル

ラクトン類

別添2に掲げる添加物

8 酸味料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、酸味の付与又は増強による味覚の向上又は 改善のために使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 酸味料
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を酸味料としての目的で使用する場合。

アジピン酸

クエン酸三ナトリウム

グルコン酸

グルコン酸ナトリウム

コハク酸一ナトリウム

酢酸ナトリウム

L—酒石酸

L一酒石酸ナトリウム

乳酸

氷酢酸

フマル酸ーナトリウム

クエン酸

グルコノデルタラクトン

グルコン酸カリウム

コハク酸

コハク酸二ナトリウム

DL—酒石酸

DL—酒石酸ナトリウム

二酸化炭素

乳酸ナトリウム

フマル酸

DL-リンゴ酸

DL-リンゴ酸ナトリウム

リン酸

別添1の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

- 9 チューインガム軟化剤
- (1) 定義 チューインガムを柔軟に保つために使用する添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 軟化剤
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をチューインガム軟化剤としての目的で使用する場合。

グリセリン

プロピレングリコール

ソルビトール

10 調味料

(1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、味の付与又は味質の調整等味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤。

ただし、もっぱら甘味の目的で使用される甘味料、酸味の目的で使用される酸味料又は苦味の目的で使用される苦味料を除く。

- (2) 一括名 調味料 (アミノ酸等)等
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合。
- ① アミノ酸

L一アスパラギン酸ナトリウム

L一アルギニンL一グルタミン酸塩

グリシン

L一グルタミン酸ナトリウム

DLートリプトファン

DLートレオニン

Lーバリン

L一フェニルアラニン

L一メチオニン

L-リシン塩酸塩

DLーアラニン

L-イソロイシン

L-グルタミン酸

L一テアニン

Lートリプトファン

Lートレオニン

L一ヒスチジン塩酸塩

DL-メチオニン

LーリシンLーアスパラギン酸塩

L一リシンL一グルタミン酸塩

別添1の用途欄に「調味料」と記載された添加物 (アミノ酸に限る)

② 核酸

5′ 一イノシン酸二ナトリウム

5′ ーグアニル酸ニナトリウム

5' 一リボヌクレオチドカルシウム

5′ーウリジル酸二ナトリウム

5′ 一シチジル酸二ナトリウム

5′ーリボヌクレオチドニナトリウム

③ 有機酸

クエン酸カルシウム グルコン酸カリウム コハク酸 コハク酸二ナトリウム DLー酒石酸水素カリウム DLー酒石酸ナトリウム 乳酸カルシウム フマル酸一ナトリウム

クエン酸三ナトリウム グルコン酸ナトリウム コハク酸一ナトリウム 酢酸ナトリウム L-酒石酸水素カリウム L-酒石酸ナトリウム 乳酸ナトリウム DLーリンゴ酸ナトリウム

④ 無機塩

塩化カリウム リン酸水素二カリウム リン酸水素二ナトリウム リン酸三ナトリウム 粗製海水塩化カリウム

リン酸三カリウム リン酸二水素カリウム リン酸二水素ナトリウム 塩水湖水低塩化ナトリウム液 ホエイソルト

11 豆腐用凝固剤

- (1) 定義 大豆から調整した豆乳を豆腐様に凝固させる際に用いられる添加物及びそ の製剤。
- (2) 一括名 豆腐用凝固剤又は凝固剤
- 添加物の範囲以下の添加物を豆腐用凝固剤としての目的で使用する場合。 (3)

塩化カルシウム グルコノデルタラクトン

硫酸マグネシウム

塩化マグネシウム 硫酸カルシウム 粗製海水塩化マグネシウム

12 乳化剤

- (1) 定義 食品に乳化,分散,浸透,洗浄,起泡,消泡,離型等の目的で使用される 添加物及びその製剤。
- 一括名 乳化剤 (2)
- 添加物の範囲以下の添加物を乳化剤としての目的で使用する場合 (3)
- ① 乳化剤を主要用途とするもの。

ショ糖脂肪酸エステル ソルビタン脂肪酸エステル ポリソルベート20 ポリソルベート65

オクテニルコハク酸デンプンナトリウム グリセリン脂肪酸エステル ステアロイル乳酸カルシウム プロピレングリコール脂肪酸エステル ポリソルベート60 ポリソルベート80

別添1の用途欄に「乳化剤」と記載された添加物

② プロセスチーズ,チーズフード及びプロセスチーズ加工品に①に掲げるものに加えて乳化剤として使用されるもの。

クエン酸カルシウム

グルコン酸カリウム

ピロリン酸四カリウム

ピロリン酸二水素二ナトリウム

ポリリン酸カリウム

メタリン酸カリウム

リン酸三カリウム

リン酸水素二アンモニウム

リン酸水素二カリウム

リン酸一水素カルシウム

リン酸水素二ナトリウム

リン酸三ナトリウム

クエン酸三ナトリウム

グルコン酸ナトリウム

ピロリン酸二水素カルシウム

ピロリン酸四ナトリウム

ポリリン酸ナトリウム

メタリン酸ナトリウム

リン酸三カルシウム

リン酸二水素アンモニウム

リン酸二水素カリウム

リン酸二水素カルシウム

リン酸二水素ナトリウム

13 pH 調整剤

- (1) 定義 食品を適切な pH 領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、 中華麺類にかんすいの目的で使用される場合を除く。
- (2) 一括名 pH 調整剤
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をpH調製剤としての目的で使用する場合。

アジピン酸

クエン酸三ナトリウム

グルコン酸

グルコン酸ナトリウム

コハク酸一ナトリウム

酢酸ナトリウム

L-酒石酸

L-酒石酸水素カリウム

L-酒石酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

二酸化炭素

乳酸ナトリウム

ピロリン酸二水素二ナトリウム

フマル酸ーナトリウム

DLーリンゴ酸ナトリウム

クエン酸

グルコノデルタラクトン

グルコン酸カリウム

コハク酸

コハク酸二ナトリウム

DL-酒石酸

DLー酒石酸水素カリウム

DL-酒石酸ナトリウム

炭酸カリウム (無水)

炭酸ナトリウム

乳酸

氷酢酸

フマル酸

DLーリンゴ酸

リン酸

リン酸水素二カリウムリン酸水素二ナトリウム

リン酸二水素カリウムリン酸二水素ナトリウム

別添1の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

14 膨脹剤

- (1) 定義 パン,菓子等の製造工程で添加し,ガスを発生して生地を膨脹させ多孔性 にするとともに食感を向上させる添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 膨脹剤, 膨張剤, ベーキングパウダー又はふくらし粉
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を膨脹剤としての目的で使用する場合。

アジピン酸

塩化アンモニウム

クエン酸カルシウム

DL—酒石酸

DL-酒石酸水素カリウム

炭酸アンモニウム

炭酸カルシウム

炭酸水素ナトリウム

炭酸マグネシウム

乳酸カルシウム

ピロリン酸二水素カルシウム

ピロリン酸四ナトリウム

フマル酸ーナトリウム

ポリリン酸ナトリウム

メタリン酸ナトリウム

硫酸アルミニウムアンモニウム

DL―リンゴ酸

リン酸三カルシウム

リン酸二水素カリウム

リン酸二水素カルシウム

リン酸二水素ナトリウム

L-アスコルビン酸

クエン酸

グルコノデルタラクトン

L—酒石酸

L 一酒石酸水素カリウム

炭酸カリウム (無水)

炭酸水素アンモニウム

炭酸ナトリウム

乳酸

ピロリン酸四カリウム

ピロリン酸二水素二ナトリウム

フマル酸

ポリリン酸カリウム

メタリン酸カリウム

硫酸カルシウム

硫酸アルミニウムカリウム

DL-リンゴ酸ナトリウム

リン酸水素二カリウム

リン酸一水素カルシウム

リン酸水素二ナトリウム

別紙5

栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲

(1) ビタミン類(33品目)L-アスコルビン酸

L-アスコルビン酸カルシウム

L-アスコルビン酸ステアリン酸エ ステル

L一アスコルビン酸2一グルコシド

エルゴカルシフェロール コレカルシフェロール ジベンゾイルチアミン塩酸塩 チアミン硝酸塩 チアミンチオシアン酸塩

チアミンラウリル硫酸塩 dーαートコフェロール酢酸エステル ニコチン酸アミド パントテン酸ナトリウム ビスベンチアミン ビタミンA脂肪酸エステル メチルヘスペリジン リボフラビン リボフラビン5′ーリン酸エステルナ トリウム

(2) ミネラル類 (32品目)

亜鉛塩類(グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛 Lーアスコルビン酸カルシウム に限る)

塩化カルシウム 塩化マグネシウム クエン酸第一鉄ナトリウム クエン酸鉄アンモニウム グルコン酸カルシウム 酸化マグネシウム

水酸化マグネシウム

炭酸カルシウム

銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る)

乳酸鉄

ピロリン酸第二鉄

硫酸第一鉄

L-アスコルビン酸ナトリウム

L-アスコルビン酸パルミチン酸

エステル

β — カロテン

ジベンゾイルチアミン

チアミン塩酸塩

チアミンセチル硫酸塩

チアミンナフタレン―1,5―ジスル

ホン酸塩

トコフェロール酢酸エステル

ニコチン酸

パントテン酸カルシウム

ビオチン

ビタミンA

ピリドキシン塩酸塩

葉酸

リボフラビン酪酸エステル

塩化第二鉄

クエン酸カルシウム

クエン酸鉄

グリセロリン酸カルシウム

グリコン酸第一鉄

水酸化カルシウム

ステアリン酸カルシウム

炭酸マグネシウム

乳酸カルシウム

ピロリン酸第二水素カルシウム

硫酸カルシウム

硫酸マグネシウム

リン酸三カルシウム リン酸一水素カルシウム

リン酸三マグネシウム リン酸二水素カルシウム

(3) アミノ酸類 (21品目)

L一アスパラギン酸ナトリウム

L一アルギニンL一グルタミン酸塩

グリシン

L-グルタミン酸カリウム

L一グルタミン酸ナトリウム

L一システイン塩酸塩

DLートリプトファン

DLートレオニン

L-バリン

L一フェニルアラニン

L一メチオニン

Lーリシン塩酸塩

DL-アラニン

L一イソロイシン

L一グルタミン酸

L一グルタミン酸カルシウム

Lーグルタミン酸マグネシウム

L一テアニン

Lートリプトファン

Lートレオニン

L一ヒスチジン塩酸塩

DLーメチオニン

L一リシンL一アスパラギン酸塩

L一リシンL一グルタミン酸塩

別添1~3 [省略]